

明石市市民参画条例 平成25年度の運用状況報告

明 石 市

1 市民参画手続の実施状況

(1) 概要 P 1～2

(2) 総括表 P 3

(3) 各市民参画手法による実施状況

① 意見公募手続 P 4

② 審議会等手続 P 5

③ 意見交換会手続 P 6

④ その他の手法 P 7

※ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。

(4) 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

(条例・計画) P 8～11

(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

① 判断基準 P 12～14

② フロー図 P 15

2 政策提案の取扱状況

・取扱いの実績はありませんでした。

3 参考資料

平成 25 年度に設置していた審議会等の状況

① 法律・条例に基づく審議会等 P 審議 1～3

② 規則・要綱に基づく審議会等 P 審議 4～5

市民参画手続の実施状況（概要）

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数： 9件	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他※	ワークショップ [°]	公聴会	計
実施件数	8件	3件	1件	1件	—	—	13件
意見数	238件	—	—	—	—	—	238件
参加者数 (傍聴者数)	—	38人	—	70人	—	—	108人

※その他の市民参画手法

明石市住民投票条例委員会での検討内容を取りまとめた「中間まとめ」について、フォーラムを開催し、市民に報告するとともに意見交換を行った。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ [°]	公聴会	その他	計
H25	9件	8件	3件	1件	—	—	1件	13件
H24	13件	10件	10件	1件	—	—	3件	24件
H23	12件	11件	10件	3件	1件	—	4件	29件

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法						
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ [°]	公聴会	その他	
H25	意見数	30件 (26件※1)	—	—※2	—	—	—	
	参加者数	—	13人	—※2	—	—	70人	
H24	意見数	76件 (12件※3)	—	41件	—	—	2,256件	
	参加者数	—	31人	60人	—	—	130人	
H23	意見数	204件 (14件※4)	—	33件	1件	—	6,985件	
	参加者数	—	14人	84人	119人	—	18人	

※1 広報紙を利用した形式で意見募集した1件（意見数55件）を除いた平均件数。

※2 犯罪被害の体験等のセンシティブな議題を取り扱う内容であり、参加者による自由な意見交換を行える環境を確保するため、参加者を限定し、かつ非公開としたもの。

※3 広報紙を利用した形式で意見募集した1件（意見数653件）を除いた平均件数。

※4 広報紙を利用した形式で意見募集した3件（意見数2,130件）を除いた平均件数。

◎参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数	
			H 25 (※)	H 24
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	4件/6件 〔66.7%〕	9件/13件 〔69.2%〕
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	9件/9件 〔100.0%〕	13件/13件 〔100.0%〕
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	5件/5件 〔100.0%〕	7件/10件 〔70.0%〕
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	7件/8件 〔87.5%〕	8件/10件 〔80.0%〕
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	8件/8件 〔100.0%〕	10件/10件 〔100.0%〕
審議会等	委員数	20人以内	3件/3件 〔100.0%〕	10件/10件 〔100.0%〕
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	3件/3件 〔100.0%〕	9件/10件 〔90.0%〕
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	2件/2件 〔100.0%〕	9件/10件 〔90.0%〕
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	3件/3件 〔100.0%〕	10件/10件 〔100.0%〕
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	3件/3件 〔100.0%〕	10件/10件 〔100.0%〕
	公開	会議を公開で開催している	3件/3件 〔100.0%〕	9件/10件 〔90.0%〕
	公表	会議録を作成し、公表している	3件/3件 〔100.0%〕	10件/10件 〔100.0%〕
意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	0件/0件 〔-%〕	0件/1件 〔0.0%〕
	公表	開催記録を作成し、公表している	0件/0件 〔-%〕	1件/1件 〔100.0%〕
その他	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	1件/1件 〔100.0%〕	3件/3件 〔100.0%〕
	結果公表	実施結果等を公表している	1件/1件 〔100.0%〕	3件/3件 〔100.0%〕

※ 平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

平成25年度 市民参画手続実施状況（総括表）

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法						未達成理由		
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施（条例第6条第2項に該当する政策等に限る。）
1	明石市地域防災計画災害予防計画の修正	総合安全対策局		H26.6	明石市地域防災計画災害予防計画に係る進捗状況の評価を実施し、災害予防計画修正案を作成する。	条例第6条第2項第2号		明石市地域防災計画災害予防計画評価委員会						平成26年3月に審議会から検討結果報告を受け、その内容を計画案に反映させる必要があったため、H25年度中の併用を見送った。	平成26年度（4月15日から5月14日まで）に実施するため。
2	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策部	市民相談課	H26.4	犯罪被害者等の支援のための施策をさらに充実させるため、明石市犯罪被害者等の支援に関する条例を改正する。	条例第6条第2項第3号	○		○						
3	再開発ビルに整備する公共施設の整備等に関する基本計画（案）	政策部	まち再生室	H26.5	明石駅南地区の再開発ビル内に整備する公共施設の整備に関する基本計画を策定する。	条例第6条第2項第4号	○	H24年度に実施済み							
4	（仮称）明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	H26.12	明石市自治基本条例第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定める（仮称）明石市住民投票条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○	明石市住民投票条例検討委員会					○		
5	（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部	市民協働推進室	未定	明石市自治基本条例の実効性を高めるために、協働のまちづくりの仕組みや推進方策等必要な事項を定めた（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○							モデル事業の実施状況を検証する必要があり、平成25年度は意見公募のみを実施。平成26年度は、意見公募と併せて審議会を開催予定。	
6	環境レポート2013 平成24年度年次報告書の作成	環境部	環境総務課	H26.2	明石市の環境の保全及び創造に関する条例第18条に基づき、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書を作成する。	条例第6条第1項	○	環境審議会							
7	明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の改正	土木交通部	海岸課	H25.12	海浜の積極的な利用促進と海岸利用マナーの確立のためには、一定の利用規制を加える必要があり、これらを盛り込んだ条例改正を行った。	条例第6条第2項第3号	○							※	
8	農業委員の選挙区統合	農業委員会事務局		H25.6	2選挙区を、1選挙区に統合する。	条例第6条第1項	○							当該条例の対象は農業者に限られ、農業委員会において、農業者の代表である農業委員により議決された内容であり、意見公募のみとした。	
9	農業委員定数の改正	農業委員会事務局		H25.6	選挙により選出される委員の定数20人を16人に削減する。	条例第6条第1項	○							当該条例の対象は農業者に限られ、農業委員会において、農業者の代表である農業委員により議決された内容であり、意見公募のみとした。	

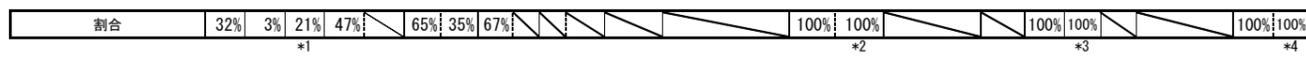
※ 条例改正による影響が大きい地域の自治会へ、条例改正案の概要及び意見公募の実施について、文書を回覧し、周知を図った。

意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法（人数）						提出意見の検討			未達成理由		
		部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表		
1	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策部	市民相談室	H25. 9. 24	H25. 10. 23	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 市民相談窓口	1	3	0	0	1	0	0	無	市ホームページ 市民相談窓口					
2	再開発ビルに整備する公共施設の整備等に関する基本計画（案）	政策部	まち再生室	H25. 4. 14	H25. 5. 13	市広報紙 市ホームページ まち再生室窓口	88	130	1	4	40	43	0	有	市ホームページ まち再生室窓口					
3	（仮称）明石市住民投票条例の制定 【明石市住民投票条例検討委員会作成の中間まとめに対する意見公募】	総務部	法務課	H26. 2. 1	H26. 3. 2	市広報紙 市ホームページ 市フェイスブック・ツイッター 市民センター 行政情報センター 小学校区コミセン 法務課窓口	55	55	1	33	13	0	8	無	市ホームページ 市広報紙（答申公表時を予定）					
4	（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部	市民協働推進室	H24. 11. 30	平成26年度末まで（随時募集）	市ホームページ 市民センター 市立図書館 小・中コミセン 市民協働推進室窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 市民センター 小・中コミセン 市民協働推進室窓口					
5	環境レポート2013 平成24年度年次報告書の作成	環境部	環境総務課	H25. 11. 15	H25. 12. 13	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 環境総務課窓口	3	18	0	0	1	2	0	有	市ホームページ 環境総務課窓口	意見公募終了後、レポート素案を修正し、審議会会長に内容の最終確認を取るスケジュールの都合上、実施期間が29日間となった。				
6	明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の改正	土木交通部	海岸課	H25. 10. 1	H25. 10. 31	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 海岸課窓口 自治会回覧（別紙）	11	32	0	5	4	2	0	無	市ホームページ 海岸課窓口					
7	農業委員の選挙区統合	農業委員会事務局		H25. 4. 1	H25. 4. 30	市ホームページ 農業委員会事務局窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 農業委員会事務局窓口					
8	農業委員定数の改正	農業委員会事務局		H25. 4. 1	H25. 4. 30	市ホームページ 農業委員会事務局窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 農業委員会事務局窓口					
合計							158	238	2	42	59	47	8	2						

審議会等手続（総括表に掲載した政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						開催予定	備考
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H25実績	公表しない理由	H25	可否	H25実績	傍聴者数(証)	公開しない理由	可否	H25実績	委員数 20人以内		委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H26		
☆1 明石市地域防災計画災害予防計画評価委員会	総合安全対策局	H25.10	要綱	明石市地域防災計画災害予防計画評価委員会設置要綱	明石市地域防災計画災害予防計画の達成状況について評価するとともに、計画の見直しについて検討する。	3	1	0	2	6	4	2	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため、地域の代表として自主防災組織から委員を任命している。	○	○	-	3	○	3	1	-	○	○	無							無	平成26年3月廃止済	
☆2 住民投票条例検討委員会	法務課	H25.7	条例	住民投票条例検討委員会条例	住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項を調査審議する。	2	0	2	6	10	6	4	○	0	2	6	論文及び面接	-	○	○	-	6	○	6	36	-	○	○	有							有		
☆3 環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関することについて調査審議する。	6	0	4	8	18	12	6	○	2	2	7	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有							有	平成26年度に資源循環推進審議会と統合	
合計						11	1	6	16	34	22	12	2	2	4	13			3	3		10	3	10	38		3	3										



*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
 *2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能とした審議会等の数
 *3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能としたものの数
 *4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能としたものの数

意見交換会手続

No.	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由			
		部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による開催記録の公表
1	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策部	市民相談課	① H25. 5. 22 ② H25. 7. 18 ③ H25. 8. 20	水 木 火	19時～ 21時	①市役所会議室 ②③男女共同参画センター会議室	- (非公開)		犯罪被害者等、有識者	-	-	- (非公開)	犯罪被害の体験等のセンシティブな議題を取り扱う内容であり、参加者による自由な意見交換を行える環境を確保するため、非公開としたもの。		

その他の手法

No.	政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施方法（日時・期間・場所など）	実施の公表		対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由		
		部名	課名			方法	期間				2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表
1	（仮称）明石市住民投票条例の制定 【明石市住民投票条例検討委員会主催】	総務部	法務課	フォーラムを開催し、明石市住民投票条例委員会での検討内容を取りまとめた「中間まとめ」を市民に報告するとともに、意見交換を行うもの。	【日時】平成26年2月23日（日） 14:00～16:30 【場所】明石市立産業交流センター2階多目的ホール	市広報紙 市ホームページ 市フェイスブック・ツイッター 市民センター 小学校区コミセン 行政情報センター 法務課窓口 案内チラシ ポスター掲示 自治会回覧便	H26.1.24 ～ H26.2.23	対象指定なし	70人	市ホームページ 当日会場での意見交換による。			

平成25年度 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

※「区分」のA, Cは、資料1(1)の図のA, Cを指します。

※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、資料1(1)の表の①～⑩を指します。

※参考：市民参画条例第6条第3項各号

- (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）
その他金銭の徴収に関するもの
- (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
- (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
- (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
- (6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

< 条例 >

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H25. 7. 3	明石市住民投票条例検討委員会条例	明石市自治基本条例に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定める（仮称）明石市住民投票条例について検討するため、明石市住民投票条例検討委員会を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	法務課
2	H25. 7. 3	明石市暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	総合安全対策局
3	H25. 7. 3	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	大道町地区及び明石駅前南地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑩	建築安全課
4	H25. 9. 30	明石市子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、明石市子ども・子育て会議を設置するに当たり必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	こども育成室
5	H25. 9. 30	明石市学校法人助成条例を廃止する条例	条例の制定根拠であった私立学校法の規定が改正され、条例を存続させる必要性がなくなったことに伴い、条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準⑧	こども育成室
6	H25. 9. 30	明石市市税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除の延長及び拡充を行うとともに、延滞金の割合を引き上げる特例を設けるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	税制課
7	H25. 9. 30	明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	災害弔慰金を支給する遺族に係る規定の見直しその他所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	福祉総務課
8	H25. 12. 26	明石市公平委員会設置条例等の一部を改正する条例	条例の点検・見直しの実施に伴い、規定の見直しその他所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	法務課

平成25年度 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
9	H25. 12. 26	明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例	消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準④	斎場管理センター
10	H25. 12. 26	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準④	卸売市場
11	H25. 12. 26	明石市立大蔵海岸駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	大蔵海岸駐車場に駐車することができる自動車の範囲を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準①	海岸課
12	H25. 12. 26	明石市下水道条例の一部を改正する条例	消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準④	下水道総務課
13	H25. 12. 26	明石市水道条例の一部を改正する条例	消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準④	水道総務課
14	H25. 12. 26	明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じ、本市における55歳を超える職員について、原則、昇給を停止しようとするもの。	C	判断基準⑦	人事課
15	H26. 3. 31	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化の取組みについて、市民参画のもとに検討するため、明石市財政健全化推進市民会議を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	財政健全化室
16	H26. 3. 31	明石市立大蔵海岸多目的広場条例	市民の健康の増進及びスポーツの振興に寄与するため、多目的広場を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準③	海岸課
17	H26. 3. 31	明石市消防長及び消防署長の資格を定める条例	これまで国の政令により定められていた消防長及び消防署長になることができる者の資格について、消防組織法の一部改正により、地方公共団体が条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	人事課
18	H26. 3. 31	明石市事業費公債条例を廃止する条例	明石市事業費に充当するための公債に関して定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準⑧	財政課
19	H26. 3. 31	明石市婦人相談員に関する条例を廃止する条例	婦人相談員の設置に関して定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準⑧	児童福祉課
20	H26. 3. 31	明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員又は本市以外の地方公務員であった者を、本市再任用職員の例により、フルタイム勤務で再雇用する場合における給与の取扱いについて、本市再任用職員に準じたものにしようとするもの。	C	判断基準⑦	人事課

平成25年度 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
21	H26.3.31	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を目的とし、短期介護休暇制度について、兵庫県職員の取扱いに準じ、取得要件を緩和しようとするもの。	C	判断基準⑦	人事課
22	H26.3.31	明石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じ、持家に係る住居手当を廃止しようとするもの。	C	判断基準⑦	人事課
23	H26.3.31	財政に関する事項の公表に関する条例の一部を改正する条例	条例の点検・見直しの実施に伴い、規定の見直しその他所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	財政課
24	H26.3.31	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	建築安全課
25	H26.3.31	明石市立学校条例の一部を改正する条例	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、公立高等学校における授業料の不徴収制度が廃止されることに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑥	明商事務局
26	H26.3.31	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	障害福祉課
27	H26.3.31	明石市立ゆりかご園条例の一部を改正する条例	医療型児童発達支援センターであるゆりかご園において保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を新たに開始することに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑥	発達支援課
28	H26.3.31	明石市立知的障害児通園療育施設条例の一部を改正する条例	福祉型児童発達支援センターであるあおぞら園において保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を新たに開始することに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑥	発達支援課
29	H26.3.31	地方独立行政法人明石市立市民病院が行う譲渡等に認可を要する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例	地方独立行政法人法第6条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院が保有する財産のうち、不要になった場合に市に返納する重要な財産を定めようとするもの。	C	判断基準⑦	地域医療課
30	H26.3.31	明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	明石市環境審議会と明石市資源循環推進審議会を統合することに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	資源循環課
31	H26.3.31	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例	明石市環境審議会と明石市資源循環推進審議会を統合し、資源循環推進審議会を廃止することに伴い、環境審議会の所掌事務を見直すほか、環境審議会委員を増員しようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	環境総務課

平成25年度 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
32	H26.3.31	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	藤江出ノ上地区について区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、大蔵海岸通地区について区域内における同制限を変更しようとするもの。	C	判断基準⑩	建築安全課
33	H26.3.31	明石市営水道事業における利益剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例	地方公営企業法施行令の改正により、減債積立金等を使用した場合における資本金への組入れ制度が廃止されたことに伴い、今後も減債積立金等を使用した場合において当該使用額に相当する額を資本金へ組み入れるようにするほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑦	水道総務課
34	H26.3.31	明石市火災予防条例の一部を改正する条例	消防法施行令の一部改正に伴い、花火大会など多数の者の集合する催しにおいて火気器具を使用する際に、消火器の準備を義務付けるほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所の設置許可申請等に係る手数料を改めようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	消防予防課
35	H26.3.31	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引上げを図るほか、保険料の減額対象者を拡大するため、軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	国民健康保険課

<計画>

番号	策定年月	件名	要旨	区分	実施しなかった根拠	担当課
1	H25.7	平成25年度明石市交通安全実施計画の策定	交通事故の減少を目的とし、市が主体となって実施する平成25年度の具体的な交通安全施策を示した計画を策定。	C	判断基準⑩	交通安全課

市民参画手続の実施に関する判断基準

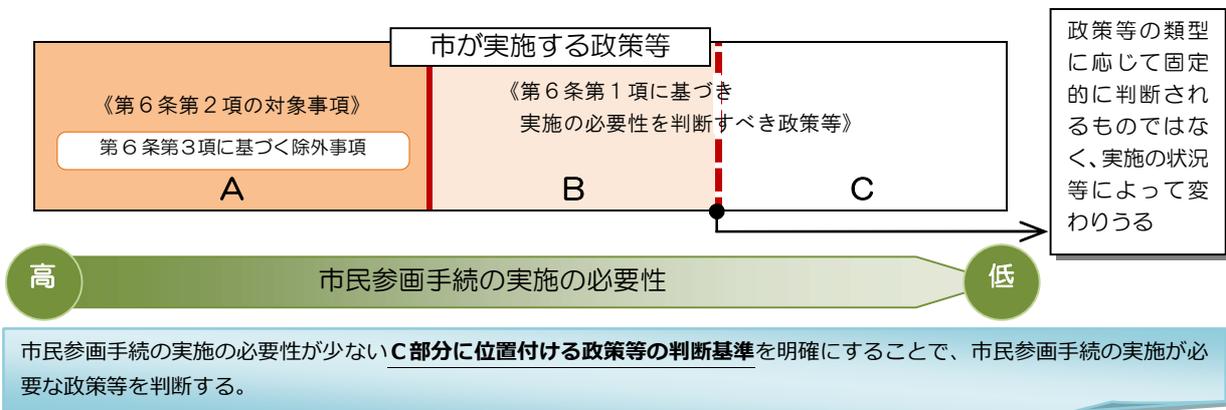
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

	判断基準
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事例、想定外の実例が生じたため (例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。
	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報など非公開情報を取り扱うため。 	
意見公募	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
審議会等	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。
	【委員名簿の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	【会議・会議録の公開】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。 ・法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。

Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

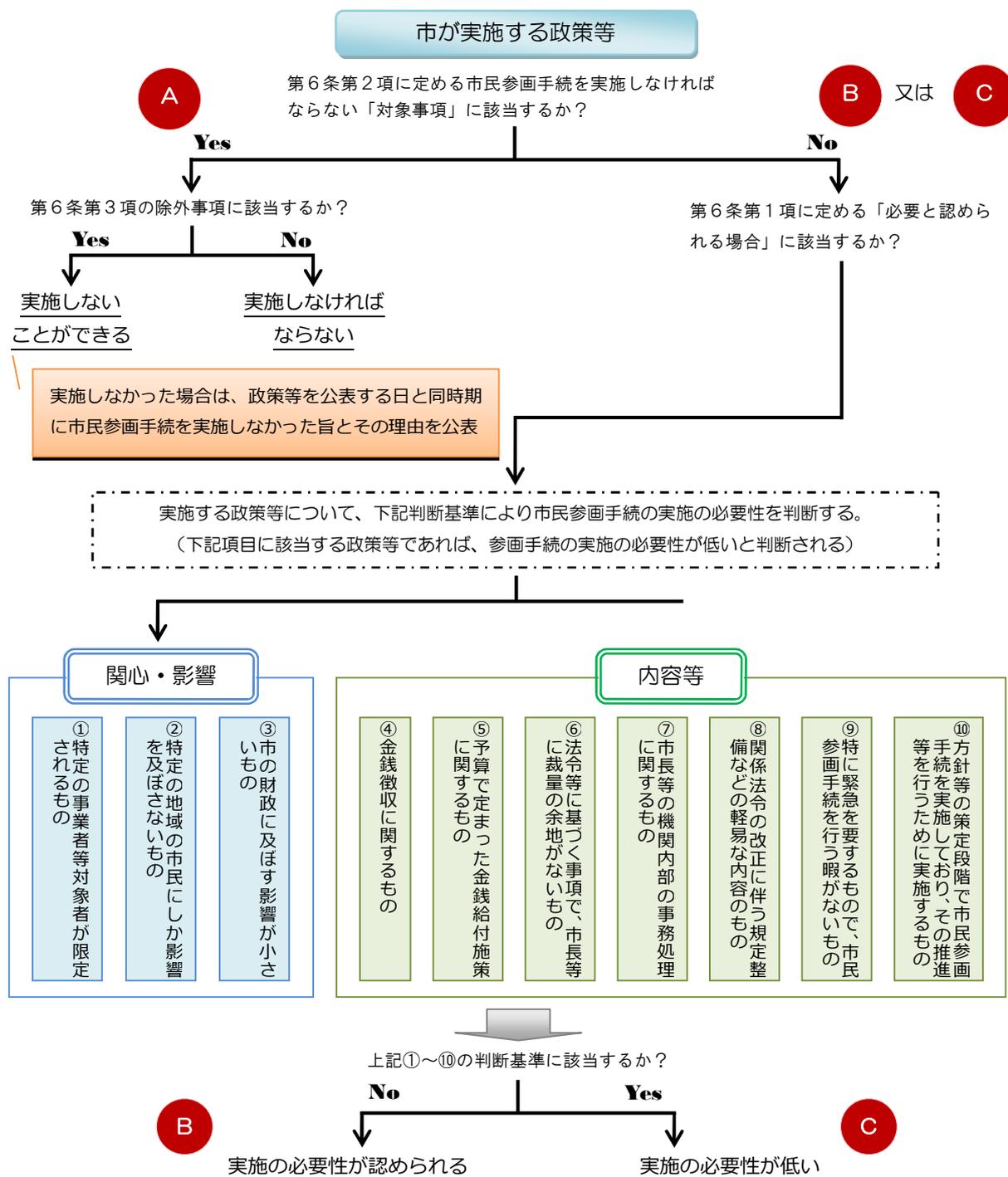
市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

なお、評価の対象としない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、実施状況を市民参画推進会議に報告し、ホームページ等で公表することとします。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等 	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうかが変わります。	

市民参画手続の実施の判断に係るフロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のこととてその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

平成25年度に設置していた審議会等の状況

参考：平成25年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表		開催実績		会議の公開				会議録の公表				個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考							
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H25実績	公表しない理由	H25可否	H25実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	H25実績	委員数 20人以上	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)		委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)											
																																			有	有			有	有	有	有	有	有	有
1 国民保護協議会	総合安全対策局	H18.4	法律 条例	国民保護法 国民保護条例	国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	2	12	0	23	37	31	6	×	-	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	国民保護の措置を行う主要な機関をすべて含めて組織するため(※条例で40人以上と定められている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)										無				
2 防災会議	総合安全対策局	S38.6	法律 条例	災害対策基本法 防災会議条例	・地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ・市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。 ・市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	1	11	0	17	29	26	3	×	-	-	-	法令及び条例に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	1	○	1	3	-	○	○	有	災害対応を行う主要な機関をすべて含めて組織するため(※条例で30人以上と定められている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)											有				
3 個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	個人情報保護条例	個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有	法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい	法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい												有			
4 情報公開審査会	市民相談室	S63.6	条例	情報公開条例	不服申立事案及び情報公開制度に関する重要事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	2	×	-	-	非公開情報を扱うため	×	-	有	法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい	法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい												有			
5 市民参画推進会議	総務課	H23.4	条例	市民参画条例	市民参画条例の運用状況の評価等について調査審議する。	2	0	4	4	10	4	6	○	-	-	-	-	-	○	○	-	2	○	2	4	-	○	○	有														有		
6 住民投票条例検討委員会	法務課	H25.7	条例	住民投票条例検討委員会条例	住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項を調査審議する。	2	0	2	6	10	6	4	○	-	-	-	-	-	○	○	-	6	○	6	36	-	○	○	有															有	
7 公務災害補償等認定委員会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害及び通勤災害に係る認定事項について調査審議する。	1	1	0	3	5	4	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	認定の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無	委員要件(専門的な知識を有する者)に合致する女性が少ないため														有	随時開催	
8 公務災害補償等審査会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害、補償金額に関する申立事項について調査審議する。	1	0	0	2	3	3	0	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無	委員要件(専門的な知識を有する者)に合致する女性が少ないため													有	随時開催		
9 特別報酬等審議会	人事課	S41.10	条例	附属機関の設置に関する条例	議員報酬の額及び市長及び副市長の給料の額について審査し、市長に意見の申出を行う。	2	0	4	5	11	7	4	○	-	-	-	-	○	○	-	3	○	3	13	-	○	○	有														有			
10 職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	人事課	H24.4	条例	附属機関の設置に関する条例	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等について審議する。	3	2	2	0	7	6	1	○	-	-	-	-	○	×	審査の公平性・中立性を保持するため	3	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無	委員要件(学識経験を有する者・専門的な知識を有する者)に合致する女性が少ないため														有	H25年度中に、評議した公募委員のうちの1名を公募により補充したものの	
11 鳥羽厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	10	13	9	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無															有		
12 弁財天厚生館運営委員会		S62.9				1	0	0	10	11	7	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
13 松陰厚生館運営委員会		S62.9				1	0	0	13	14	8	6	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
14 西大窪厚生館運営委員会	人権推進課	S62.9	条例	厚生館条例	厚生館の運営方針、並びに厚生館が自ら企画実施する主要事業等に関して、協議・提言を行う。	2	0	0	11	13	8	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
15 西八木厚生館運営委員会		S62.9				2	0	0	10	12	8	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
16 美里厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	8	7	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
17 上西厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	10	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無														有			
18 国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律 条例	国民健康保険法 国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	4	0	3	4	11	7	4	○	-	1	2	3	論文	-	○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	無														有	
19 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	地域医療課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例	・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価結果を踏まえ、法人へ業務運営の改善を勧告する。 ・中期目標を作成・変更する際に意見する。 ・中期計画の作成、変更を市長が認可する際に意見する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要のため	○	○	-	3	○	3	6	-	○	○	有	条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため															有	
20 明石文化芸術創生会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生条例	文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。	4	0	2	3	9	4	5	○	-	0	2	3	論文及び面接	-	○	○	-	2	○	○	2	-	○	○	有														有	
21 文化財審議会	文化振興課	S41.12	法律 条例	文化財保護法 文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関し必要な調査研究を行うため審議を行う。	5	0	0	0	5	5	0	×	-	-	-	文化に関し高度な専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	○	○	2	-	○	○	無	文化財に係る専門分野で女性の適任者がいなかったため														有		
22 民生委員推薦会	福祉総務課	S23.7	法律	民生委員法	民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	2	2	0	11	15	9	6	×	-	-	-	人選に関する審議内容で、個人のプライバシーに関するものであるため	○	○	-	4	×	-	-	厚生労働省通知で非公開とされているため	×	-	無															有		
23 障害者介護認定等審査会	障害福祉課	H18.4	法律 条例	障害者総合支援法 障害者総合支援法の施行に関する条例	障害程度区分認定等に関する審査判定を行う。	17	0	0	9	26	20	6	×	-	-	-	障害者の実情に通じ、障害保健福祉の学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	42	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無	各会議体に、三障害(身体・知的・精神)の専門分野の委員が必要となるため(※条例で定数35人と定めている)	委員要件(学識経験を有する者・専門的な知識を有する者)に合致する女性が少ないため													有		

参考：平成25年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表					未達成理由					開催予定 H26	備考			
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H25実績	公表しない理由	H25	可否	H25実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	H25実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H26						
																																					委員数 20人以内			委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)
24	介護認定審査会	高年介護室	H11.10	法律	介護保険法	介護保険の要介護認定等に関する審査判定を行う。	70	0	0	0	70	44	26	×	-	-	-	-	-	保健、医療又は福祉に関する学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	372	×	-	-	個人情報を取扱うため	×	-	無	取扱件数が多いため、15の合議体を置き、分担して審査判定を行っているため(※条例で定数70人と定めている)							有			
25	子ども・子育て会議	こども育成室	H25.9	法律	子ども・子育て支援法 子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項等について調査審議する。	2	2	5	14	23	10	13	○	0	1	4	8	その他	-	○	○	-	3	○	3	64	-	○	○	有	所掌事務の範囲が広く、関係者からの意見聴取をする必要があるため(※条例で25人以内と定めている)							有			
26	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関することについて調査審議する。	6	0	4	8	18	12	6	○	0	2	2	7	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								有	・環境部HPはH25年度末で閉鎖。市HPに統合 ・平成26年度は資源循環推進審議会と統合して行う。 H25.6に新委員委嘱予定		
27	資源循環推進審議会	資源循環課	H18.2	条例	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更並びに一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項について審議する。	3	0	3	9	15	10	5	○	0	2	1	3	論文	-	○	○	-	3	○	3	14	-	○	○	有								無	平成26年3月環境審議会に統合		
28	農業共済損害評価会	農水産課	S45.10	法律	農業災害補償法 農業共済条例	共済事故の認定に関する重要事項(農作物共済：損害評価に関する当初評価高、家畜共済：家畜共済評価基準、園芸施設共済：損害の防止)について調査審議する。	19	2	0	0	21	15	6	×	-	-	-	-	農業共済事業及び農作物又は家畜、園芸に関する学識経験が必要のため	○	×	-	3	×	-	-	個人情報を取扱うため	×	-	無	分野に応じて3つの部会を置いており、それぞれの専門分野の委員が必要となるため(※条例で25人以内と定めている)	委員要件として専門分野の知識と経験が必要であり人材が限定されるため							有	平成26年度から公表予定。		
29	交通安全対策会議	交通安全課	H23.9	法律	交通安全対策基本法 交通安全対策会議条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。	0	7	5	14	26	22	4	○	0	5	0	7	論文	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参加が必要のため(※条例で委員を25人以内、特別委員を若干人置くことと定めている)	専門的知識を要するため、関係機関の長を選任しているが、そのほとんどが男性であるため	特別委員3名は専門的知識を要するため公募しないが、委員23名の中において、公募市民2割以上は達成している							有	
30	放置自転車対策審議会	交通安全課	H2.3	法律	自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律 自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置禁止区域等の指定、解除又は変更その他自転車等の放置の防止対策について審議する。	1	1	3	10	15	11	4	○	1	2	6	論文	-	○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	有									有	関係行政機関や公共輸送事業者の代表が男性である場合が多いため		
31	住居表示審議会	都市計画課	S37.10	条例	附属機関の設置に関する条例	住居表示整備事業に関する重要事項について調査審議する。	3	0	0	3	6	5	1	×	-	-	-	-	審議内容が専門的な内容であること及び住居表示の実施については特定の地域に限定されるため	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有									無	主に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が男性であるため		
32	都市計画審議会	都市計画課	H12.4	法律	都市計画法 都市計画審議会条例	都市計画に関する事項を調査審議する。	5	0	4	11	20	14	6	○	0	2	2	8	論文及び面接	-	○	○	-	4	○	4	10	-	○	○	有										有	
33	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	0	1	1	4	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	3	-	○	○	有										有	
34	ホテル等建築審査会	都市計画課	H17.5	条例	教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	ホテル等の建築等に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	-	0	○	-	-	-	○	-	有										無	事業者や市民より、直接委員に問い合わせ等があるため	
35	東播都市計画事業西明石土地区画整理(鳥羽新田地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律	土地地区画整理法 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有	公正内清な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び借地権者に限られ(土地地区画整理法第58条第1項)、また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため。								有		
36	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律	建築基準法 建築審査会条例	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6	0	0	1	7	4	3	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	×	-	-	2	×	-	-	法94条3項の公開による口頭審査を除き非公開	×	-	無										有		
37	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業に係る工事の停止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告した事業者が当該勧告に従わなかった場合の公表に係る事項及び当該条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3	0	0	0	3	3	0	×	-	-	-	-	法律、都市計画、建築又は行政に関する優れた知識及び経験を要するため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有	事業者の個人情報(氏名、住所等)の公表に係る事項を審議するため	委員要件である専門分野の知識と経験を持つ者に女性が少ないため								有		
38	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律	都市計画法 開発審査会条例	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街地調整区域における特別の開発許可等に関する審議を行う。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	○	○	-	8	○	2	19	開催8回のうち6回は非公開。個人情報保護のため。	○	×	有										有	開催8回のうち6回は非公開。個人情報保護のため。	
39	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律	土地地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金などの交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正内清な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	×	-	有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び借地権者に限られ(土地地区画整理法第58条第1項)、また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため。									無		
40	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律	土地地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金などの交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正内清な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	×	-	有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び借地権者に限られ(土地地区画整理法第58条第1項)、また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため。									無		
41	公共下水道運営審議会	下水道総務課	S47.4	条例	附属機関の設置に関する条例	排水設備の設置等、公共下水道の使用料、下水道事業受益者負担金等に関することについて、調査審議する。	4	0	2	4	10	7	3	○	1	1	5	論文	-	○	○	-	1	○	1	3	-	○	○	有										有		

参考：平成25年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員名簿の公表			開催実績				会議の公開				会議録の公表				個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考		
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H25実績	公表しない理由	H25	可否	H25実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	H25実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上		公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H26				
42 市立学校通学区区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区区域の設定、変更等について調査審議する。	4	1	0	9	14	10	4	×	-	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員については、連合自治協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから委嘱しているため	○	○	-	4	○	3	21											有	学識経験者以外の委員については、連合PTA、連合自治協議会など、各所属団体からの推薦により委嘱しており、男女比について配慮ができないため	4回開催したうちの3階を公開。1回は、委員が現地視察に出向き、その後の会議開催となったため、公開できず。		有
43 社会教育委員会	青少年教育課	S62.7	法律 条例	社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	青少年教育に関する事項及び社会教育団体に対する補助金交付に関する事項について意見を述べる。	3	1	0	5	9	6	3	×	-	-	-	専門的な立場から意見を述べる必要があり、法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	4	○	3	1	-											有	4回開催したうちの3階を公開。1回は公開の準備が間に合わず。		有	
合計						225	42	45	279	591	417	174	14	20	24	82		29	28		498	22	40	210																

割合	38%	7%	23%	47%	71%	29%	33%	67%	97%	51%	90%	51%	95%	
	*1				*2				*3				*4	

*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
 *2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能とした審議会等の数
 *3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能としたものの数
 *4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能としたものの数

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募					委員名簿の公表			会議の公開				会議録の公表					未達成理由					開催予定	備考									
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H25実績	公表しない理由	H25	可否	H25実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	H25実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)			委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)						
																																						委員数 20人以上	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)
☆1	明石市地域防災計画災害予防計画評価委員会	総合安全対策局	H25.10	要綱	明石市地域防災計画災害予防計画評価委員会設置要綱	3	1	0	2	6	4	2	×	-	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため、地域の代表として自主防災組織から委員を任命している。	○	○	-	3	○	○	1	-	○	○	無										無	平成26年3月廃止済		
2	「明石市民の警察官賞」表彰委員会	市長室	S56.10	要綱	「明石市民の警察官賞」表彰要綱	0	1	0	9	10	8	2	×	-	-	-	-	候補者の個人情報等を扱うため	×	-	-	1	×	-	-	-	候補者の個人情報等を扱うため	×	-	無											有		
3	長期総合計画推進会議	政策室	H23.7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	2	0	5	9	16	10	6	○	-	1	4	17	論文	-	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有											有		
4	工事成績評定委員会	工事検査課	H16.7	要綱	工事成績評定委員会設置要綱	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	×	-	-	1	×	-	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	無											有		
5	健康管理委員会	人事課	H21.6	要綱	メンタル疾患職員への対応に関する要綱	4	2	0	0	6	6	0	×	-	-	-	-	メンタル疾患職員への復旧支援及び療育の要否の判定を行う。	×	-	-	6	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	無											有	随時開催	
6	入札監視委員会	契約課	H14.11	要綱	入札監視委員会設置要綱	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	建設工事に関し、入札及び契約の過程等についての必要な事を調査審議する。	○	○	-	2	×	-	-	-	入札・契約制度に関する情報を扱うため	○	○	有											有		
7	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	市民協働推進室	H23.2	要綱	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会設置要綱	2	0	2	8	12	7	5	○	-	1	1	7	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有											有		
8	市民活動サポート事業審査会	市民協働推進室	H25.4	要綱	市民活動サポート事業審査会設置要綱	0	0	0	4	4	3	1	×	-	-	-	-	市民から提出された公益的事業の審査を行う。	×	-	-	1	×	-	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	有											有		
9	予防接種健康被害調査委員会	地域医療課	S56.8	要綱	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	0	1	0	9	10	9	1	×	-	-	-	-	予防接種に起因した事故の適正かつ円滑な処理について、調査審議を行う。	○	○	-	0	×	-	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	有											有	随時開催	
10	新型インフルエンザ対策推進協議会	地域医療課	H20.4	要綱	新型インフルエンザ対策推進協議会設置要綱	0	4	0	14	18	17	1	×	-	-	-	-	・行動計画に基づき行う施策の進捗に関すること。 ・新型インフルエンザ対策を推進していくための課題に関すること。 ・その他行動計画を推進するために必要な事項	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有												有		
11	がん医療対策会議	地域医療課	H23.5	要綱	がん医療対策会議設置要綱	0	0	0	16	16	8	8	×	-	-	-	-	明石市におけるがん患者やその家族が安心して療養生活を送ることができる地域医療体制の構築を検討する。	○	○	-	1	×	-	-	-	個人情報や診療体制等に関する情報を扱うため	×	-	無												有	平成26年1月廃止済み
12	健康づくり推進協議会	健康推進課	S55.2	要綱	健康づくり推進協議会要綱	1	2	3	9	15	8	7	○	-	0	3	4	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有												有	平成26年度は休会し、進捗状況の調査等を実施予定。
13	地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	1	0	4	14	19	11	8	○	-	2	2	6	論文	-	○	○	-	4	○	4	5	-	○	○	有												有	
14	福祉事務所入所判定委員会(老人ホーム入所判定委員会)	高齢介護室	S60.4	要綱	福祉事務所入所判定委員会設置要綱	0	2	0	6	8	8	0	×	-	-	-	-	老人ホームへの入所措置や継続の要否について判定を行う。	×	-	-	10	×	-	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	無												有	
15	地域包括支援センター運営協議会	高齢介護室	H18.5	要綱	地域包括支援センター運営協議会設置要綱	1	0	2	7	10	5	5	○	-	0	2	5	論文	-	○	○	-	4	○	4	2	-	○	○	有												有	
16	地域包括支援センター在り方検討委員会	高齢介護室	H25.4	要綱	地域包括支援センター在り方検討委員会設置要綱	3	0	2	5	10	4	6	○	-	0	2	5	論文	-	○	○	-	5	○	5	7	-	○	○	有												有	
17	地域密着型サービス運営委員会	高齢介護室	H18.8	要綱	地域密着型サービス運営委員会設置要綱	2	0	2	6	10	4	6	○	-	0	2	4	論文	-	×	-	-	4	×	-	-	-	○	○	有												有	
18	子ども基金運営委員会	子育て支援課	H17.9	要綱	子ども基金運営委員会設置要綱	1	1	2	3	7	1	6	○	-	0	3	3	論文	-	○	○	-	3	○	0	-	-	○	×	有												有	

